10　前二項に規定する提出者は、これらの規定による届出書の提出に代えて、これらの規定に規定する提出先金融機関の営業所等に対し、これらの届出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該提出者は、これらの届出書を当該提出先金融機関の営業所等に提出したものとみなす。

11　提出者は、前項の規定により第八項に規定する届出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、同項に規定する書類の写しの同項の規定による提出に代えて、同項の提出先金融機関の営業所等に対し、当該写しに記載されている事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該提出者は、同項の規定により当該届出書に当該写しを添付して、提出したものとみなす。

第八条第一項第一号中「提出者の氏名、生年月日、」を「令第四十三条第一項に規定する申告書を提出する者（以下この号及び次号において「提出者」という。）の氏名、生年月日、」に改め、同条第三項中「非課税貯蓄に関する異動申告書に」を「非課税貯蓄に関する異動申告書（電磁的方法により提供された当該非課税貯蓄に関する異動申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に」に改め、同条第四項第一号中「提出者」を「令第四十三条第二項に規定する申告書を提出する者」に改め、同条第五項第一号中「提出者」を「令第四十三条第三項に規定する申告書を提出する者」に改める。

第八条の二中「確認した旨の証印等」を「確認をした旨の記載等」に改める。

第八条の三第三号中「に記載された」を「（電磁的方法により提供された当該非課税貯蓄申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。次号において同じ。）に記載され、又は記録された」に改め、同条第四号中「記載された」を「記載され、又は記録された」に改める。

第九条第一項第一号中「提出者」を「非課税貯蓄廃止申告書を提出する者」に改め、同条第二項第二号中「非課税貯蓄廃止申告書の提出があつたものとみなされる非課税貯蓄申告書に記載された」を「提出があつたものとみなされる非課税貯蓄廃止申告書に係る非課税貯蓄申告書（電磁的方法により提供された当該非課税貯蓄申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。次号において同じ。）に記載され、又は記録された」に改める。

第十二条第一項中「これに準ずるもの」を「これらの申告書又は書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録」に、「以下次条まで」を「次項並びに次条第一項第一号及び第二号」に改め、同項ただし書中「帳簿の」を「帳簿書類の」に改め、同条第二項中「場合」の下に「若しくはこれらの申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供を受けた場合」を、「当該帳簿」の下に「若しくは当該電磁的記録」を加え、「記載して」を「記載し、又は記録して」に改める。

第十三条第一項中「作成し」の下に「、提供を受け」を、「受けた書類」の下に「、電磁的記録」を加え、「掲げる日」を「定める日」に改め、同項第一号中「写し」の下に「又は電磁的方法により提供されたこれらの申告書に記載すべき事項が記録された電磁的記録若しくは当該電磁的記録に記録された情報の内容を出力することにより作成した書面」を加え、同項第五号中「関する帳簿書類」に改め、同項第六号中「、本人確認書類及び」を「及び本人確認書類の写し並びに」に、「又は当該」を「又はこれらの」に改め、同項第七号中「及び」を「の写し及び当該写しに記載されている事項が記録された電磁的記録並びに」に、「当該」を「これらの」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項第三号及び第四号の申込書、同項第六号の申請書並びに同号及び同項第七号の届出書には、電磁的方法により提供されたこれらの申込書、申請書又は届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むものとする。

第十四条第二項中「通知」を「通知等」に改め、「書類」の下に「（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加える。

第十六条第一項中「（令第三十三条第四項第三号（利子所得等について非課税とされる預貯金等の範囲）に規定する旧法債券を含む。）」及び「（旧商工債を含む。）」を削り、同条第三項中「は、」を「の長は、」に改める。

第十六条の二第一項第三号中「この条」を「この項」に改め、同項第五号中「公社債等の利子等の支払をする者」を「支払者（法第十一条第三項に規定する支払者をいう。次項において同じ。）」に改め、同条第二項中「公社債等の利子等の支払をする者」を「支払者」に、「この条」を「この項」に改め、「当該申告書」の下に「（法第十一条第四項に規定する電磁的方法により提供された当該申告書に記載すべき事項を記録した法第十条第二項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する電磁的記録を含む。）」を加える。

第十八条の三第一項第一号中「第六十九条第一項第二号」を「第六十九条第一項第一号」に改める。

第四十条の九第一項中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

第四十七条第三項中「第百二十条第一項第十一号」を「第百二十条第一項第八号」に改める。

第四十七条の二第三項第一号イ中「関連する」の下に「法第七十八条第二項第三号に規定する」を加える。

第四十七条の四の次に次の一条を加える。

（還付を受けるための申告書の記載事項）

第四十七条の五　法第百二十二条第一項第四号（還付等を受けるための申告）に規定する財務省令で定める事項は、同項第一号から第三号までに掲げる金額又はこれらの金額の計算の基礎に関し、参考となるべき事項とする。

第四十九条第一項第三号中「同項第五号」を「同項第四号」に、「同項第七号」を「同項第五号」に、「あん分」を「按分（あん）」に改める。

第七十六条の二第二項中「第百九十八条第四項」を「第百九十八条第二項」に改め、同項第一号中「の申告書に記載すべき事項」を「に規定する記載事項（次号において「記載事項」という。）」に、「次号」を「同号」に改め、同項第二号中「同項の申告書に記載すべき事項」を「記載事項」に改め、「。第四項第二号において同じ」を削り、同条第四項を次のように改める。

4　法第百九十八条第二項の規定の適用がある場合における第七十三条第四項（給与所得者の扶養控除等申告書の記載事項）、第七十四条第三項（従たる給与についての扶養控除等申告書の記載事項）、第七十四条の三第二項（給与所得者の配偶者控除等申告書の記載事項）、第七十四条の五第二項（給与所得者の基礎控除申告書の記載事項）及び第七十五条第二項（給与所得者の保険料控除申告書の記載事項）の規定の適用については、これらの規定中「当該申告書」とあるのは、「法第百九十八条第二項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）に規定する電磁的方法により提供された当該申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」とする。